ディスクロージャー制度関係 内閣府令」 及び ザイドライン」の改正案の概要

平成 14年 12月 16日の金融審議会第一部会報告 証券市場の改革促進」を踏まえ、ディスクロージャーに関する制度整備として、有価証券報告書等における コーポレート・ガバナンスに関する情報」、「リスクに関する情報」及び 経営者による財務・経営成績の分析」についての開示の充実等を図るほか、「商法等の一部を改正する法律(平成 14年法律第 109号)」による 委員会等設置会社」の導入等に伴う規定の整備等を行うため、証券取引法に基づくディスクロージャー制度関係の各内閣府令の一部を改正するとともに、関係ガイドラインの一部を改正するものである。

改正する内閣府令及びガイドラインは以下のとおりである。

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下監査証明府令」という。)

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下財務諸表規則」という)

企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号。以下開示府令」という。)

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令 (平成 2年大蔵省令第 3 6号。以下 大量保有開示府令」という。)

発行者である会社以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 2年法律第38号。以下 他社株公開買付府令」という)

証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令 (平成 5年大蔵省令第 14号。以下 定義府令」という。)

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 (平成 5年大蔵省令第 2 2号。以下 特定有価開示府令」という。)

企業内容等の開示に関する留意事項について (平成 11年大蔵省金融企画局。以下 開示ガイドライン」という。)

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(平成 11年大蔵省金融企画局。以下「財規ガイドライン」という。)

- 1. 有価証券報告書等における ローポレート・ガバナンスに関する情報」、 リスクに関する情報」及び 経営者による財務 経営成績の分析」についての開示の充実
 - (1) 有価証券報告書及び有価証券届出書の様式に「コーポレート・ガバナンスに関する情報」、「リスクに関する情報」及び 経営者による財務・経営成績の分析」に係る項目を新設し、各様式の 記載上の注意」において記載すべき内容についての例示を示す。
 - コーポレート・ガバナンスに関する情報

イ 有価証券報告書及び有価証券届出書の 提出会社の状況」に コーポレート・ガバ

ナンスに関する情報」の項目を新設する、開示府令第三号様式等)。

口 例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、役員報酬の内容(社内取締役と社外取締役に区分した内容)、監査報酬の内容(監査契約に基づ〈監査証明に係る報酬とそれ以外の報酬に区分した内容)等のコーポレート・ガバナンスに関する事項を具体的に、かつ、分かりやすく記載する(同様式 記載上の注意」)。

リスクに関する情報

- イ 有価証券報告書及び有価証券届出書の 事業の状況」に 事業等のリスク」の項目 を新設する 開示府令第三号様式等)。
- 口 事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載する(同様式 記載上の注意」)。

なお、将来に関する事項を記載する場合には、提出日現在において判断したものである旨を記載する(同様式 記載上の注意」)。

- 八 有価証券届出書の 証券情報」に記載される 事業の概況等に関する特別記載事項」は廃止する。
- 二 有価証券届出書 (組込方式)は「追完情報」に、有価証券届出書 (参照方式)は「参照書類の補完情報」の項目を新設して、組込情報又は参照情報としての有価証券報告書の提出日以後当該有価証券届出書の提出日までの「事業等のリスク」の変化について記載する。発行登録書及び発行登録追補書類についても、有価証券届出書 (参照方式)と同様に記載する。

経営者による財務・経営成績の分析

- イ 有価証券報告書の 事業の状況」に 財政状態及び経営成績の分析」の項目を新設する 開示府令第三号様式等)。
- 口 例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報等を具体的に、かつ、分かりやすく記載する(同様式 記載上の注意」)。

なお、将来に関する事項を記載する場合には、提出日現在において判断したものである旨を記載する(同様式 記載上の注意」)。

(2) 施行 適用 (予定)

施行

平成 15年 4月 1日

適用

イ 有価証券報告書

平成 15年 4月 1日以後開始する事業年度に係る有価証券報告書に適用。

ただし、平成 15年 4月 1日前に開始した事業年度に係る有価証券報告書のうち同日以後に提出するものについて適用することができる。

- 口 有価証券届出書
 - (イ) 平成 15年 4月 1日において既に有価証券報告書を提出している会社 上記イの改正後の有価証券報告書を提出した日
 - (ロ) (イ)以外の会社 平成 16年 7月 1日

2. 有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する代表取締役の確認

- (1) 有価証券報告書、半期報告書又は有価証券届出書の提出者の代表者が、当該有価証券報告書、当該半期報告書又は当該有価証券届出書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券報告書、当該半期報告書又は当該有価証券届出書に添付しようとする場合には、当該有価証券報告書、当該半期報告書又は当該有価証券届出書の添付書類とする(開示府令第17条第1項、第18条第2項、第10条第1項)。
- (2) 施行 適用 (予定)

施行

平成 15年 4月 1日

適用

イ 有価証券報告書

平成 15年 4月 1日以後開始する事業年度に係る有価証券報告書に適用。 ただし、平成 15年 4月 1日前に開始した事業年度に係る有価証券報告書のうち同日以後に提出するものについて適用することができる。

口 半期報告書

平成 15年 4月 1日以後開始する事業年度に係る半期報告書に適用。

ただし、平成 15年 4月 1日前に開始した事業年度に係る半期報告書のうち同日以後に提出するものについて適用することができる。

八 有価証券届出書

平成 16年 7月 1日以後提出される有価証券届出書に適用。

ただし、平成 15年 4月 1日以後に提出される有価証券届出書について適用することができる。

3. 適格機関投資家」の範囲の拡大

(1) 次の者を 適格機関投資家」の範囲に加える 定義府令第 4条第 1項)。

短資会社(有価証券の売買等に係る登録を受けたもの)

ベンチャー・キャピタル会社(株式を取得することによりその会社の事業に必要な資金を供給する業務等を行う株式会社で、資本金5億円以上の会社)で金融庁長官に届出を行った者

中小企業等投資事業有限責任組合

厚生年金基金(最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対照表(厚生労働大臣に提出したものに限る。)における資産勘定の合計の額から負債勘定の合計の額を控除した額が100億円以上であるもの)で金融庁長官に届出を行ったもの及び厚生年金基金連合会

民間都市開発推進機構 国土交通大臣の承認により民間都市再生事業として社債等を取得することに資金援助を行う場合に限る。)

このほか、従来から適格機関投資家である事業会社(有価証券報告書に記載された 最近2事業年度の貸借対照表上の「有価証券」及び「投資有価証券」の金額の合計額が 500億円以上の者で金融庁長官に届出を行ったもの)における金額基準を「500億円」 から「100億円」に引き下げる等の改正を行う

(2) 施行 经過措置 (予定)

平成 15年 4月 1日

ただし、上記 及び の者については、施行直後の届出期間を平成 15年 4月中 原則は毎年 7月中)とする。

4. 発行登録制度の利用適格要件の緩和

(1) 株式移転により設立された持株会社に係る利用適格要件の特例の新設

株式移転により設立された持株会社 (完全親会社)について、株式移転の日の前日において利用適格要件を満たしていた完全子会社 (適格完全子会社)のすべての完全子会社に占める割合が一定以上 (会社数又は総株主数が3分の2以上)である場合には、適格完全子会社の直近の有価証券報告書の提出日から持株会社が発行登録書を提出しようとする日までの間、持株会社と適格完全子会社が適正に有価証券報告書等を提出している場合には、発行登録制度(有価証券届出書参照方式))の利用適格要件のうち継続開示要件を満たすものとする(開示府令第9条の3,第9条の4)。

の継続開示要件を利用した場合の有価証券届出書 (組込方式・参照方式)又は発行登録書には、当該株式移転に係る情報を記載した書面を添付することとする (開示府令第10条第1項、第14条の4第1項)。

(2) 未上場・未登録の外国会社に係る利用適格要件の拡大

未上場・未登録の外国会社について以下のすべての要件に該当する場合には、債券 (社債券の性質を有するもの)に係る発行登録制度(有価証券届出書(参照方式))を利 用することができることとする(開示府令第9条の4第1項)。

- イ 1年間以上有価証券報告書を継続的に提出していること
- 口 1つの指定格付機関により既に発行された債券に A格相当以上の格付を取得しており、かつ、他の指定格付機関により既に発行された債券又はその募集若し付売出しをしようとする債券のいずれかに A格相当以上の格付を取得していること (これらの格付は公表されているものに限る。)
- (3) 施行(予定)

平成 15年 4月 1日

5. 証券取引法施行令の改正に伴う規定の整備

(1) 少人数私募における50名カウントからの 適格機関投資家」の除外(証券取引法施行 令 以下 令」という 第 1条の4 改正案 関係)

有価証券の取得の申込みの勧誘の相手方の人数から適格機関投資家を除ぐための要件として、当該有価証券を取得した適格機関投資家が他の適格機関投資家に譲渡するする際に交付する書面の記載内容として、届出が行われていない旨、適格機関投資家以外の者への譲渡が禁止される旨等を規定する 定義府令第3条の2)。

- (2) エクイティ関連商品に係る プロ私募」の適用 (令第 1条の 5 (改正案)関係) 普通社債券等に係る プロ私募」に該当するための要件を新設し、又は整備する (定義 府令第 5条)。
- (3) 公開買付制度 (3分の 1ルール)の適用除外要件の拡大等 (令第 7条 (改正案)関係) 著し(少数の者からの株券等の買付け等のうち、関係法人等 (買付会社とその親会社 その他の会社の集団)全体で他の会社の総株主の議決権の 3分の 1を超える議決権を 所有する場合における当該関係法人等からの当該他の会社の株券等の買付け等は適用除外となるが、関係法人等として3親等以内の法人等を規定する (他社株公開買付府 令第 3条の 2の 2)。
- (4) 施行 (予定) 平成 15年 4月 1日

6. 商法改正等に伴う規定の整備

(1) 商法等の一部を改正する法律 (平成 14年法律第 109号)」による 株式会社の監査 等に関する商法の特例に関する法律 (昭和 49年法律第 22号)」の改正により 委員会等 設置会社」制度が導入されること等に伴い、次のように各内閣府令の規定及び様式の整備を行う、監査証明府令、開示府令、他社株公開買付府令、特定有価開示府令)。

会社の役員」に、執行役」を追加する。

取締役会の決議」に 取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定」を含める。

また、 簡法施行規則 (平成 14年法務省令第 22号)」の改正に伴い、財務諸表規則の 規定の整備を行う

- (2) 日本郵政公社法 (平成 14年法律第 9 7号)の施行に伴う規定の整備を行う(大量保有開示府令、他社株公開買付府令、定義府令)。
- (3) 施行 (予定) 平成 15年 4月 1日

7. ガイドラインの改正

(1) 組込方式の有価証券届出書の効力発生期間の短縮

組込方式の有価証券届出書」について、参照方式の有価証券届出書」と同様に、その効力発生期間を「7日間」に短縮する(開示ガイドライン8-1)。

(2) EDINET提出の訂正発行登録書に係る発行登録効力停止期間の短縮

以下の事由により訂正発行登録書がEDINET 証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム)により提出された場合における発行登録に係る効力停止期間を以下のように短縮する開示ガイドライン25の5-3。

新たに有価証券報告書が提出されたとき 提出日を含めておおむね2日(現行4日)

新たに半期報告書が提出されたとき 提出日を含めておおむね 1日(現行 3日)

新たに臨時報告書が提出されたとき 提出日を含めておおむね 1日(現行 2日)

新たに訂正報告書が提出されたとき 提出日を含めておおむね 1日(現行 2日)

その他の事由による

提出日を含めておおむね 1日(現行 2日)

(3) 有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する代表取締役の確認

確認を行った旨を記載する有価証券報告書等の添付書類には、おおむね次の事項を記載し、当該有価証券報告書に記載された事項が適正であると確認した代表者がその役職を表示して自署しかつ、自己の印を押印する(開示ガイドライン5 - 29 - 2)。

有価証券報告書等の記載内容が適正であることを確認した旨 確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合はその旨及びその理由 確認を行うに当たり、財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかを 確認した旨及びその内容

確認について特記すべき事項

(4) その他

少人数私募における50名カウントからの「適格機関投資家」の除外」、株式移転により設立された持株会社に係る利用適格要件の特例」に関する取扱いの新設(開示ガイドライン)、商法施行規則の改正に伴う整備(財規ガイドライン)を行う

(5) 実施(予定)

平成 15年 4月 1日

(以 上)